

社団法人出版文化国際交流会 会 員 規 程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人出版文化国際交流会（以下、「この法人」という）定款第7条に基づき、この法人に入会を認められた会員が守るべき事項に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の権利)

第2条 会員は次の権利を有する。

1 正会員

- (1) 総会における議決権の行使及び意見陳述
- (2) 外国出版界、国際図書展情報の優先的入手

2 特別会員

- (1) 外国出版界、国際図書展情報の優先的入手

(会員の義務)

第3条 会員は、指定された年度内の時期までに年会費を納入しなければならない。

- 2 会員は、入会申込書の記載内容に変更があった場合には、書面をもって速やかに届け出なければならない。

(退会)

第4条 会員は、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。なお、未納会費がある場合は、未納会費を納めなければならない。

また、4月1日以降新年度に入って退会届を提出する場合は、新年度分の会費を支払わなければならない。

(会員の権利制限)

第5条 会費納入の督促を受けた会費未納の会員には、一定の猶予期間後に会員の持つ第2条の権利を一時停止する。

(再入会)

第6条 会費未納により除名された会員が改めて入会するためには、未納会費を納入しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第7条 この法人は、提供された個人の情報を、サービスの提供以外の目的には一切使用しないものとする。また、第三者への提供・開示も行わない。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、2011年10月1日から施行する。
- 2 なお、この規程は一般社団法人への移行認可後に必要な修正を行う。